

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の額 (注2)	署名日 署名地 (年月日)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エルサルバドル	国営教育・文化テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	国営教育・文化テレビ局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	43,700千円 H29.12.31まで	H27.3.23 グアテマラシティ (H27.10.7)	日本側 田良原政隆在エルサルバドル大使 エルサルバドル側 ウゴ・ロヘル・マルティネス・ボニージャ外務大臣	H27.10.29 382号
エルサルバドル	エルサルバドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	500,000千円	H27.7.6 グアテマラシティ (H27.10.7)	日本側 田良原政隆在エルサルバドル大使 エルサルバドル側 ウゴ・ロヘル・マルティネス・ボニージャ外務大臣	H27.10.29 383号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。